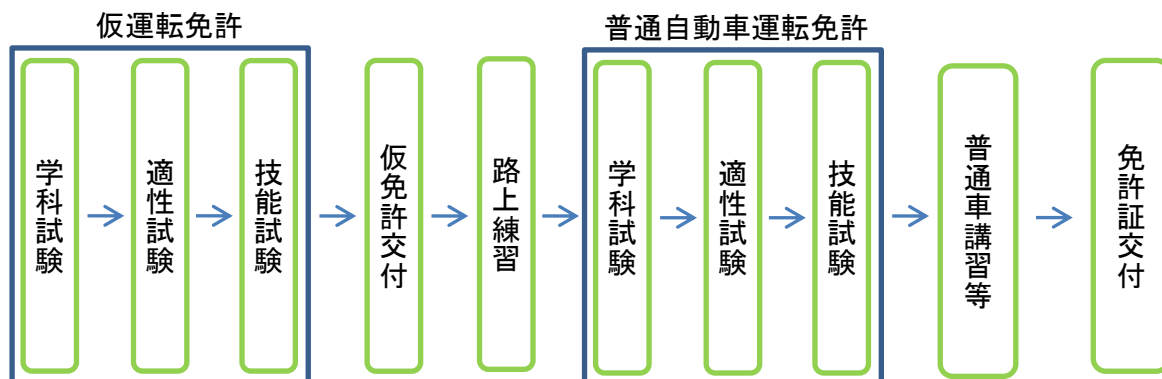


# 試験場で直接運転免許試験を受験する方 学科・適性試験のご案内

指定自動車教習所に行かずにセンターで直接運転免許試験を受験する方への案内です。

## 1 免許試験の順序(普通免許の例)



※ 一般的な普通免許試験の順序です。取消歴のある方は、取消処分者講習の受講が必要です。

※ 他の免許の試験順序については、電話等でお問い合わせ下さい。

## 2 学科試験の実施日

	月	火	水	木	金
福井県運転者教育センター	◎	◎	◎	◎	◎
福井県嶺南運転者教育センター	◎	◎	◎	木曜日は 行って いません	◎
福井県丹南運転者教育センター	▲	▲	▲		▲
福井県奥越運転者教育センター	▲	▲	▲		▲

※ 申請ができる免許種別

◎印は、原付以外のすべて

▲印は、小型特殊のみ

※ 原付免許試験については、「原付免許試験のご案内」をご覧ください。

※ 祝日、振替休日、12月29日から1月3日までの間は、試験を行っておりません。

## 3 受付時間

○ 午前8時30分から9時までの間(午前のみ実施)

## 4 必要書類等

○ 運転免許証及び仮運転免許証(お持ちの方で、住所が福井県内のもの)

○ 運転免許証をお持ちでない方は、本籍(外国人の方は、国籍等)が記載され、発行日から6か月以内の住民票等(住所が福井県内のもの)及び本人であることを確認できる書類(健康保険証、住民基本台帳カード、パスポート又は官公庁が法令の規定により交付した免許証等(許可証又は資格証明書等)のいずれか1種類)

※本人であることを確認できる書類になるかどうか不明な場合は、お問合せ下さい。

○ 写真1枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm、横2.4cmのもの)

※仮免許の試験を受けられる方は、写真2枚

- 筆記用具(HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム及び黒色のボールペン)
- 眼鏡等(視力に不安のある方)
- 試験に合格されて運転免許証を作成する際には暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。
- 過去に免許の取消処分や拒否処分を受け、その後初めて仮免許以外の免許の試験を受験される方は、取消処分者講習終了証書(受講日から1年以内のもの)
- 仮運転免許証を取得後に道路で運転練習をされた方は、路上練習申告書(3か月以内に5日以上、運転練習をされているもの)
- 過去に免許を失効又は取消処分になった方で運転免許証を再取得した後の免許を受けていた期間が、受けようとする免許の受験資格である運転期間を満たしていない方は、運転免許経歴証明書

## 5 運転免許試験等の手数料

「運転免許試験手続きのご案内」の「2 運転免許試験等の手数料」を御覧ください。

## 6 学科・適性試験合格後の技能試験の取扱い

- 学科試験及び適性試験に合格された方は、合格日に免許の種類に応じた試験車の使用料をお支払いください。  
技能試験の日時を指定しますので、その日時に技能試験を受験してください。
- 受験の日時を指定された方が病気その他正当な理由により指定された日時に受験できない場合はその指定された日時までにその旨を届け出てください。
- 受験の日時を指定された方が指定された日時に受験しなかったときは、次の技能試験受験時に再度手数料と試験車の使用料が必要となります。

## 7 問合せ先

- |                 |                |                 |
|-----------------|----------------|-----------------|
| ○福井県運転者教育センター   | 坂井市春江町針原58-10  | TEL0776-51-2820 |
| ○福井県嶺南運転者教育センター | 三方上中郡若狭町倉見1-51 | TEL0770-45-2121 |
| ○福井県丹南運転者教育センター | 越前市余田町2-1-1    | TEL0778-21-3613 |
| ○福井県奥越運転者教育センター | 大野市南新在家32-1-4  | TEL0779-66-7700 |